

鶴ヶ島産業観光まつり運営委員会主催行事等における出店規約

(目的)

第1条 この規約は、鶴ヶ島産業観光まつり運営委員会（以下、「産業観光委員会」という。）が主催又は管理する行事を、市民及び観光客（以下、「市民等」という。）が安全で安心して楽しめるものとするため、各行事における露店等の出店に関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規約は、産業観光委員会が主催又は管理する行事において、産業観光委員会が管理する区域内に、飲食その他の物販等を目的として出店しようとするすべての者及び団体（以下、「出店申請者」という。）に適用する。

(運営)

第3条 第1条の目的を達成するため、産業観光委員会は必要に応じて実行委員会を結成し、必要な事務を執り行う。

(出店の届出)

第4条 出店申請者は、各行事の実行委員会又は産業観光委員会（以下、「実行委員会等」という。）に対して、「出店申請書兼誓約書」（様式第1号）、本人確認書面の写し（運転免許証、住民基本台帳カード等官公庁が発行する氏名、住所及び生年月日が記載されている顔写真付身分証明書の写しで鮮明なもの）及び出店申請者一覧（様式第2号）をあらかじめ定められた期限までに提出し、出店の許可を受けなければならない。

この場合において、出店申請者が複数の場合は各人が「出店申請書兼誓約書」及び本人確認書面の写しを提出しなければならない。

(出店基準等)

第5条 実行委員会等は、前条に定める「出店申請書兼誓約書」を調査し、出店申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、出店を許可しないものとする。

- (1) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と不適切な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- (3) 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するもの
- (5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与しているもの
- (6) 粗野な言動により、市民等に不快な思いをさせる行為をするおそれのある者又は行事の品位を損なう恐れがあると実行委員会等が認めたもの

2 実行委員会等は、出店申請者が前項各号のいずれにも該当しないことを確認した場合においては、出店許可申請書兼誓約書に「出店許可証」（様式第3号）を刻印し、これを出店申請者に交付する。

(名義貸しの禁止)

第6条 出店許可は、出店申請者のうち許可を受けた者本人（以下、「出店者」という。）に対するものであり、名義貸しについてはこれを禁止する。

（許可の取消し）

第7条 実行委員会は、出店を許可した場合においても、出店者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、直ちに出店許可を取り消し、以後の出店を認めないことができる。

- (1) 第5条第1項各号に該当することが判明した場合
- (2) 第6条第1項に違反した場合
- (3) 市民等又は実行委員会等に対して、暴力的若しくは脅迫的な言動を用いた場合又は不当な要休行為を行った場合
- (4) 偽計若しくは威力を用いて実行委員会等関係者の信用を棄損し、又は業務を妨害した場合
- (5) 各種法令に基づく必要な手続きを行わない場合
- (6) 第10条又は第11条の規程を遵守せず、又は実行委員会等の指示に従わない場合

（通知報告）

第8条 出店者は、暴力団員等から不当要求又は業務妨害等の不当介入若しくは犯罪被害を受けた場合には、実行委員会等及び警察への通知等必要な措置を講じるものとする。

（出店許可証の傾向・提示）

第9条 出店者は営業に際して、実行委員会等が発行した「出店許可証」を店舗の見えやすい場所に掲示するとともに、出店者が出店申請者と同一人であることを証する本人確認書面（運転免許証、住民基本台帳カード等官公庁が発行する氏名、住所及び生年月日が記載されている顔写真付身分証明書）を携行しなければならない。

- 2 前項に掲げる本人確認書面は、実行委員会等の職員又は警察職員から提示の求めが合った場合は、これを提示しなければならない。

（出店者の遵守事項）

第10条 出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法律で禁止されている物品、品位を損なうような物品等を販売しないこと。
- (2) 火気を伴う営業は、消火器を常設すること。
- (3) 出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと。
- (4) ゴミ類は、出店者の責任において処理すること。
- (5) 交通法令を遵守し、物品の搬出入にあたっては交通の支障にならないよう努めること。
- (6) 行事終了後は、使用前の状態に復すること。
- (7) 実行委員会等の指示があるときは、その指示に従うこと。

（撤去等の措置）

第11条 実行委員会等は、本規約に違反する出店者に対して、露店の撤去等必要な措置を命ずることができるものとし、これによって出店者に損害が生じたとしても実行委員会等は何らこれを賠償しないものとする。

この場合、撤去等に要する費用はすべて出店者の負担とする。